

委員会審査

市長から提出された条例や補正予算などの議案について、各委員会での審査の内容の一部をお知らせします。

総務委員会

- ▼東日本大震災復興基金条例の制定
基金の活用方法は、大規模災害への対応事業に充てるため、防災力の向上、健康不安への対応、風評被害対策を三本柱として考えている。
- ▼火災予防条例の一部改正
急速充電設備の今後の必要設置数と現況設置数は、必要数は電気自動車の普及に比例。現況は3カ所である。
- ▼財産の取得（災害対応特殊はしご付消防ポンプ車・高規格救急自動車）
現在保有しているはしご車と救急車の出動回数と走行距離及び廃車方法は、はしご車は56回、走行1万5千キロ。救急車は20万キロ、昨年度出動回数は2200回である。廃車方法は市内業者を対象に競売を考えている。
- ▼車両と資機材を分離発注した結果はどうだったのか。
車両が不調となったため、従前どおり車両と資機材をあわ

せた一括発注で対応した。
▼財産の取得（消防救急デジタル無線装置）
アナログ波からデジタル波に変更するメリット及びデメリットは、アナログ波は周波数を合わせるに比べてデジタル波にするに比べて個人情報が保たれる。

▼24年度一般会計補正予算
防犯カメラの設置で、犯罪防止に役立っているのか。
ひったくりの防止を目的にカメラを設置した。件数は、平成22年は228件。平成23年は62件に減少した。

大室分署移転建設整備事業の用地購入費を計上しているが、いつごろ建設するのか。
今年度用地を取得し、平成26年度2カ年かけて工事し、平成27年10月に開署予定である。

市民環境委員会

- ▼24年度一般会計補正予算
広報活動事業は、単発の話なのか、25年度以降も続けてやっていくという前提なのか。
子育て世代や住宅系の雑誌等で広告を出し、500万円程度で部分をやっていく。25年度以降は状況を見て判断する。
- ▼アミューゼ柏の指定管理者選定は、市内業者育成、雇用関係、危機管理がされているか、また柏の文化をどう考えるか、いろいろなことを総合的に議論した中でしてもらいたいのかどうか。
それらも業者選定の評価に取り入れていくが、強く意識して取り組んでいきたい。
- ▼24年度国民健康保険事業特別会計補正予算
委託業者の窓口業務等のマ

教育民生委員会

- ▼こどもルーム条例の改正
新たに設置する手賀西小学校のこどもルームは定員30人だが、それを超えた場合は、定員は、近隣の風早北部小学校のこどもルームの入所率、また全ルームの入所傾向から算出したもの。学区外就学など不確定な要素もあるがこれからの手賀西小の設備状況を見ながら、きょうきゅうとした運営状態にならないようにしていきたい。
- ▼手賀西小のルームの定員を決める際、就学前の子供に関する意向調査を行ったのか。
具体的な調査はしていないが、PTAの「たけのこクラブ」が、放課後遊びの中で放課後児童の関係を取りまとめであり、学校からその情報も得た上で30人という算定を行った。
- ▼重度心身障害者医療費の支給に関する条例の改正
条例の規定改正に伴って市が今回条例改正するまでの間に、対象から外れるような事例は生じなかったか。
県の改正から時間がたっているが、不利益となる事例は発生していない。
- ▼24年度一般会計補正予算
ホールボーディーカウンター助成に関して、子供は全員が検

建設経済委員会

- ▼工事の請負契約締結の一部変更（大津川左岸第4号雨水幹線工事）
事業費増額の理由は、発進部立坑の矢板長の変更、到達立坑の薬液注入量の変更の2点が大きな要因である。
- ▼安く落札させて追加工事を行っていると思われるが、今後改善してほしいか。
補助事業は過大設計になると対象でない部分が出てくることもある。設計変更して金額をふえることを前提に設計を行っているわけではないが、今後、適正になるよう努めていきたい。
- ▼字の区域及び名称の変更
内容は字の変更であるが手賀沼のしゅんせつ土を使うとのこと。放射能の心配はないのか。
15年度から18年度までに覆土も含めてしゅんせつは完了しており、震災前の土砂である。
- ▼24年度一般会計補正予算
人・農地プラン整備事業について、県の緊急雇用の基金を活用するが、市内の方を雇用することなのか。また直接雇用することはできないのか。
制度上、市内の方限定にできない。農家からアンケートの回収をするだけであるなら地理のわかる市内の人を市が直接採用するメリットも考えられるが、そのデータを活用して地図情報として一元化し、さらに地域の5年後、10年後の農業の姿を取りまとめる必要がある。そのため今回はコンサルに委託する。
- ▼国・県への要望を行いつつ、市民の不安軽減に努めていく。

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの労働者、国民に広がり、現在でも建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散が続いている。また東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理に伴う被害の拡大も心配されている。

欧米諸国で製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本は、建設業従事者に多くの被害者が生まれていることが特徴である。その大きな原因は、アスベストのほとんどが建設資材等として建設現場で使用され、また国が建築基準法等で不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことにある。

特に建設業従事者は重層下請構造のもとで多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もないのが実情である。

よって、政府においては、建設業従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できるよう救済措置を実施するとともに、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月28日

千葉県柏市議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣あて

民有地の除染対策を求める決議

市は福島第一原子力発電所事故に起因する放射能問題に対して、市民の不安を払拭するため、公共施設の除染を積極的に進めるなど、一定の評価を得ている。

しかしながら、現在、公共施設の除染については国において一部財政措置がなされているが、民有地の除染については自治体が直接的に実施した場合のみであり、かつ補助対象となる除染作業項目が限定的であるなど、十分な内容とはなっていない。

放射能除染に対する補償は東京電力株式会社が負うべきことは論を待たないところではあるが、東京電力株式会社においてはいまだ受け付ける体制が整っていないのが現状である。

執行部においては、民有地を含めた除染費用及び個人が民有地の除染を行った費用について補償するように、東京電力株式会社に対して積極的に働きかけるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成24年9月28日

千葉県柏市議会

※市長、東京電力株に送付しました。